

社会復帰促進等事業に係る目標管理に関する基本方針

平成 20 年 7 月 策 定

平成 23 年 3 月 改 定

労 働 基 準 局

1. 基本方針策定の趣旨

社会復帰促進等事業（以下「社復事業」という。）については、平成 17 年度から目標管理を実施し、平成 19 年に行われた旧労働福祉事業の見直しについての労働政策審議会の建議において、「P D C A サイクルで不断のチェックを行い、その事業評価の結果に基づき、予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施する」こととされたことを受け、P D C A サイクルによる事業のチェックをより実効性のあるものとするとともに、目標管理を効率的に行うため、目標管理の在り方に関する基本的な考え方を基本方針として平成 20 年 7 月に策定し、目標管理を実施してきた。

しかしながら、平成 22 年に行われた行政刷新会議事業仕分けにおける無駄排除の徹底の観点からの評価結果を踏まえ、本事業に関し、ガバナンスの抜本的な強化や、より一層の無駄をなくす仕組み、また、より重点的に監視する体制を構築するため、従前の基本方針を見直し、新たな基本方針を策定することとする。

2. 目標管理の基本的な考え方

- ・ 目標管理の対象は、社復事業として実施するすべての事業とする。
- ・ 目標は、アウトカム指標（政策効果）とアウトプット指標（事業執行率）を用いて設定することを原則とし、質と量の両面を評価する観点から、可能な限り複数の目標を設定する。
- ・ 用いる指標は、その指標とする理由及び設定水準の考え方（なぜそのような水準なのか）を明らかにする。なお、前年度目標を達成した上で、その翌年度の目標を前年度と同水準に設定する場合には、既に相当高い目標設定を行っている場合を除き、その理由を明らかにする。
- ・ アウトカム指標で測定することが困難な事業については、事業執行に関する効率性などの別の評価基準を設定することで代えることとする。
- ・ 設定した目標については、翌年度の 6 月下旬に実績を把握した上での評価を行うため、その時期までに実績が把握できる指標に限るものとし、その上で計画的に事業を実施する。
- ・ 社会復帰促進等事業に関する検討会（以下「検討会」という。）における検証結

果については、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（以下「部会」という。）においても議論を行い、それをPDCAサイクルの一環として位置づける。

- ・ 検討会については、その開催や議事概要等を厚生労働省ホームページで公表し、PDCAサイクルをより透明性のあるものにする。

3. 具体的な目標管理の実施

（１）事業の性質に応じた目標の設定（Plan）

事業の性質に応じて、①重点的目標管理事業、②複数年度目標管理事業、③その他の事業に区分して、目標の設定を行う。

① 重点的目標管理事業

- ・ 政策的に重要な位置づけを持つ事業、事業創設後一定期間が経過しているが事業の点検が必要な事業等が対象（労災管理課で選定）
- ・ 利用者の利用しやすさや周知広報が適切に行われているかといったことについても評価する観点から、事業主からのアンケート調査等により利用者等のニーズに関する何らかの実態把握を行うこととし、アウトカム指標に加え、その実態に関する指標も目標として設定

② 複数年度目標管理事業

- ・ 効果を検証するまでに期間を要する事業等が対象（労災管理課で選定）
- ・ 期間は原則として3年とし、複数年度にまたがる目標だけでなく、設定期間の途中年度における単年度ごとの目標も設定
- ・ 複数年度にまたがる目標設定の前提となる事情の変更が生じた場合には、適宜、当該目標の見直しを行うことが可能

③ その他の事業

- ・ ①、②以外の事業が対象
- ・ 単年度ごとに目標を設定

なお、独立行政法人が行う事業に関する目標については、独立行政法人通則法に基づき主務大臣が定める中期目標も考慮して目標設定を行うこととする。また、目標期間の途中年度で達成している場合等には、必要に応じて、中期目標にかかわらず新たな目標を設定する。

（２） 設定した目標に基づいた事業の執行（Do）

- ・ 事業を実施するに当たっては、前年度における評価の際の要因分析を踏まえるとともに、事業の実施主体に対し目標を明示させた上で実施する。
- ・ 事業の性質に応じ、可能なものについては、四半期単位での事業実績等のモニタリングを行う。例えば、3（１）①のうち、政策的に重要な位置づけを持つ事

業などについて、事業実績等をきめ細かくフォローアップする必要のある事業を対象とする。

(3) 評価 (Check)

① 評価の区分

事業の評価に当たっては、アウトカム指標とアウトプット指標により、A（施策継続）、B（施策継続。ただし、予算額又は手法等を見直し）、C（アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要）の3区分で評価を行う。

② 評価の際の要因分析

事業の評価を行うに当たり、要因分析を重視する観点から、目標の達成、未達成を問わず、当該目標の達成（未達成）の理由（原因）、改善すべき事項その他今後の課題等を整理し、評価の根拠を明確にする。また、必要に応じて、同様の目的を持つ他の事業との比較等についても評価の対象とする。

③ 新規事業の評価

平成 23 年度以降に新規予算要求を行う社会復帰促進等事業については、概算要求の前の段階（6月下旬～7月上旬）で、社会復帰促進等事業で行うことの必要性等の観点から担当課からのヒアリングを行い、仮に予算が成立した場合に設定する目標の在り方についても確認を行う。加えて、検討会及び部会においても必要性の確認を行う。

(4) 評価の反映、目標管理の改善 (Action)

① 評価の予算への反映

目標達成度や事業実績等を踏まえ、当該年度（複数年度目標管理を行う事業については最終年度）における評価を翌年度の6月下旬に行い、翌々年度の概算要求に反映することとする。

② 見直し状況の確認

前年度の評価を踏まえて目標管理の見直しを行った事業については、その見直し状況について、年度内に検討会及び部会において確認を行う。

③ スケジュール

具体的なスケジュールについては、別紙のとおりとする。

(別紙)

P D C Aサイクルの年度スケジュール

4月上旬 当該年度の目標設定（P）及び事業の実施（D）

6月下旬 「社会復帰促進等事業に関する検討会」

- ・ 前年度の目標達成度、事業実績等を踏まえた評価（C）
- ・ 前年度の評価を踏まえた当該年度の目標の見直し

「労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会」

- ・ 社会復帰促進等事業に関する検討会における検証結果

7月上旬 6月の検討会での前年度の事業に関する指摘も踏まえて、翌年度の概算要求（新規事業を含む）について担当課からヒアリング

（8月 翌年度の概算要求（A））

10月 「社会復帰促進等事業に関する検討会」

- ・ 翌年度の概算要求（新規事業を含む）について報告

「労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会」

- ・ 社会復帰促進等事業に関する検討会における検証結果

社会復帰促進等事業に係る目標管理に関する基本方針

基本的な考え方

- すべての事業を目標管理の対象とする。
- 目標は、アウトカム指標(政策効果)とアウトプット指標(事業執行率)を用いて設定することを原則とし、質と量の両面を評価する観点から、可能な限り複数の目標を設定する。
- アウトカム指標で測定することができない事業については、別の評価基準を設定する。
- 執行実績が相対的に低い事業、社復事業として実施する必要性が相対的に低い事業等を検討会(社会復帰促進等事業に関する検討会)において点検し、その結果は、部会(労災保険部会)でも議論し、PDCAサイクルの一環として位置づける。また、議事録等を厚生労働省HPで公表し、検討会自体も公開とすることで、PDCAサイクルをより透明化する。

